



おいしい時間



＜食品衛生法における器具・容器包装について＞

2009年11月 / 第15号

寒さも厳しくなり、今年もあとわずかとなりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。インフルエンザが流行していますので、しっかりと栄養、休養をとり、寒さを乗り切りましょう！



さて、今回はこれまでと少し視点を変え、食品そのものではなく、食品に接触するまな板や、お茶碗などの、器具や容器包装についてお話したいと思います。

食品やその原料は、私たちの口に入るまでの間に様々な物品に接触します。製造段階での器具や、保存段階での容器包装などから有害なものが溶出してしまえば、いくら農薬や、食品添加物に気をつけても安心、安全とは言えません。そのために、食品衛生法では、食品にかかわる器具・容器包装に規格基準を設けています。

＜原材料の材質別規格＞

ガラス、陶磁器、ホウロウ引き

●カドミウム●鉛（溶出）

実際どのように検査しているかというと・・・

4%酢酸を容器等に満たし、24時間溶出させた液のカドミウムと鉛を測定し、規格内であるか検査します。

合成樹脂

●カドミウム●鉛（材質）

●重金属●過マンガン酸カリウム消費量（溶出）

その他材質によって個別に追加項目があります。

（例）ポリエチレン、ポリプロピレンだと、●蒸発残留物が上記項目に追加になります。

金属缶

●ヒ素●カドミウム●鉛●フェノール●ホルム

アルデヒド●蒸発残留物●エピクロルヒドリン

●塩化ビニル（溶出）

※上記は一例で、他の原材料にも規格があります。

食品衛生法における器具・容器包装とは

【器具】飲食器・割ぼう具・その他食品の製造、調理、貯蔵等に用いられる機械器具。



（例）皿、コップ、包丁、まな板、弁当箱、フライパン等。

【容器包装】食品又は添加物を入れ、又は包んでいくる物で、授受する場合、そのままでき渡すもの。



（例）トレイ、ペットボトル、金属缶等。

主な器具・容器包装の規格項目

＜原材料一般の規格＞

着色料や鉛、アンチモン等や、ポリ塩化ビニル製の器具・容器包装のフタル酸ビス*について、器具容器包装の原材料に規格を設けています。

★フタル酸ビスって??

フタル酸ビスは可塑剤としてポリ塩化ビニルの製造に広く利用されています。

塩化ビニルはもともと硬いものですが、可塑剤であるフタル酸ビスを入れることにより、とても柔らかい素材になります。

しかし、1980年頃から、フタル酸ビスに発がん性や、内分泌攪乱の疑いが出始め、2002年に、ポリ塩化ビニル製の指定玩具や、油脂や脂肪性食品を含む食品に接触する器具・容器包装への使用が禁止されました。

おもちゃも食品衛生法??

乳幼児が口に接触する可能性があるおもちゃなどは、認められていない着色料が使用していないかや、塗料などから、鉛やカドミウム、ヒ素などが溶出してこないかなどが、

食品衛生法で定められています。
（例）つみき、ぬいぐるみ、風船、折り紙、アクセサリー玩具など



これまでお話した規格は代表的なものです。これ以外でも器具・容器包装の規格がありますので、ご不明な点は当センターまたは管轄の保健所にお問い合わせください。

当センターでは、器具・容器包装、おもちゃの規格検査を行っています。検査によって試験に必要な個数が異なりますので、事前にご連絡ください。



(社)鹿児島県薬剤師会
試験センター
食品医薬検査課
☎099-253-8935